

令和7年9月26日

以下のとおり、懲戒処分を行ったので公表します。

【事案1】飲酒運転（自動車）

1 被処分者の 所 属 等	八幡西区役所 保健福祉課 いのちをつなぐネットワーク担当係長 しげのぶ あきら 重信 昌 （52歳・男性）
2 処分年月日	令和7年9月26日
3 処分の種類 及び程度	懲戒処分 免職
4 処分理由	被処分者は、令和7年8月25日（月）10時30分頃、外出先において飲酒した後、14時40分頃、自家用車を運転した。 15時頃、立ち寄った店舗の駐車場で警察に声をかけられ、呼気検査が行われた結果、被処分者から基準値を超える0.22mg/lのアルコール値が検出され、「酒気帯び運転」の疑いで現行犯逮捕された。 その後、令和7年9月3日（水）に略式命令を受けた。 この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。 ※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
5 お問合せ先	北九州市八幡西区役所総務企画課 課長：角野、係長：袴着 TEL：093-642-1442

【事案2】飲酒運転（自動車）

1 被処分者の 所 属 等	戸畑区役所 保健福祉課 主任 うえの りょう 上野 涼 （37歳・男性）
2 処分年月日	令和7年9月26日
3 処分の種類 及び程度	懲戒処分 免職
4 処分理由	被処分者は、令和7年8月4日（月）、9時頃から13時頃まで自宅で飲酒した後、16時頃、自家用車を運転した。 その後、自宅近くで警察から停車命令を受け、呼気検査が行われた結果、被処分者から基準値を超える1.00mg/lのアルコール値が検出され、「酒気帯び運転」の疑いで現行犯逮捕された。 この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。 ※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
5 お問合せ先	北九州市戸畑区役所総務企画課 課長：村上、係長：芦屋 TEL：093-871-3600

【事案3】公文書偽造

1 被処分者の 所 属 等	小倉南区役所 主任級職員 （42歳・男性）
2 処分年月日	令和7年9月26日
3 処分の種類 及び程度	懲戒処分 停職3月
4 処分理由	被処分者は、令和7年6月、児童扶養手当の新規申請書の処理について、内部決裁を経ていないにもかかわらず、決裁済みのように見せかけるため、他の決裁済み文書の押印欄を切り取り、未決裁の文書に貼り付ける公文書偽造を行った。 また、偽造を行った際に、決裁欄を切り取った文書を破棄しており、結果的に保存文書の亡失を招いた。 さらに、公文書偽造が明らかになった際に、上司からの事実確認に対して偽造を行った日を偽ったほか、状況報告を求められた際に、事実とは異なる文書の保管場所を示し、虚偽の報告を行った。 この行為は、職の信用を失墜させるとともに、職務を怠るものであり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。 ※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
5 お問合せ先	北九州市小倉南区役所総務企画課 課長：野口、係長：熊谷 TEL：093-951-4112

【お問合せ先】

（事案について）

上記事案ごとの問い合わせ先

（処分について）

総務市民局人事課 TEL：093-582-2203

課長：橋本、係長：濱野

令和7年9月26日

以下のとおり、懲戒処分を行ったので公表します。

【事案1】 飲酒運転（自転車）

1 被処分者の 所 属 等	消防局 主査級職員 （48歳・男性）
2 処分年月日	令和7年9月26日
3 処分の種類 及び程度	懲戒処分 停職12月
4 処分理由	被処分者は、令和7年8月1日（金）18時30分頃から居酒屋等で飲酒し、翌2日（土）0時15分頃、自転車を運転した。 その後、警察に声をかけられ、呼気検査が行われた結果、被処分者から基準値を超える0.24mg/lのアルコール値が検出され、「酒気帯び運転」の疑いで検挙された。 この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。 ※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

【お問合せ先】

北九州市消防局人事課 TEL：093-582-3805
課長：西岡、係長：長谷川

令和7年9月26日

以下のとおり、懲戒処分を行ったので公表します。

【事案1】飲酒運転（自転車）

1 被処分者の 所 属 等	行政委員会事務局 係長級職員 （46歳・男性）
2 処分年月日	令和7年9月26日
3 処分の種類 及び程度	懲戒処分 停職12月
4 処分理由	被処分者は、令和7年8月13日（水）19時頃から飲食店で飲酒し、22時30分頃、自転車を運転した。 その後、警察に声をかけられ、呼気検査が行われた結果、被処分者から基準値を超える0.59mg/lのアルコール値が検出され、「酒気帯び運転」の疑いで検挙された。 この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。 ※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

【お問合せ先】

北九州市行政委員会事務局総務課 TEL：093-582-3090
課長：藤本、係長：福原

令和7年9月26日

以下のとおり、懲戒処分を行ったので公表します。

【事案1】飲酒運転（自動車）

1 被処分者の 所 属 等	北九州市立浅川中学校 副校長 ますだ 増田 しげお 繁雄（48歳・男性）
2 処分年月日	令和7年9月26日
3 処分の種類 及び程度	懲戒処分 免職
4 処分理由	飲酒運転
5 事案の概要	被処分者は、令和7年5月24日（土）19時から24時頃まで居酒屋で飲酒した。自家用車内で仮眠を取り、翌25日（日）3時頃、自家用車を運転したところ、警察に声をかけられ、呼気検査が行われた結果、被処分者から基準値を超える0.40mg/lのアルコール値が検出された。 その後、「酒気帯び運転」の疑いで検挙され、令和7年8月15日（金）に略式命令を受けた。

【お問合せ先】

北九州市教育委員会教職員課 TEL：093-582-2715
課長：左方、係長：坂田

令和7年9月26日

以下のとおり、懲戒処分を行ったので公表します。

【事案2】公文書偽造等

1 被処分者の 所 属 等	(1) 上下水道局 課長級職員 (56歳・男性) (2) 都市ブランド創造局 係長級職員 (57歳・女性) (3) 教育委員会事務局 主査級職員 (50歳・女性) (4) 教育委員会事務局 課長級職員 (52歳・男性) (5) 北九州市立学校 係長級職員 (44歳・男性)
2 処分年月日	令和7年9月26日
3 処分の種類 及び程度	(1) 懲戒処分 停職3月 (2) 懲戒処分 停職2月 (3) 懲戒処分 減給10分の1 6月 (4) 懲戒処分 停職2月 (5) 懲戒処分 停職1月
4 処分理由	(1) いじめ重大事態に係る第三者調査委員会の経理事務を担当するA課の所属長であった被処分者①は、未払いとなっていた令和5年7月18日と同年8月4日に開催された第三者調査委員会に係る委員報酬94,500円の支出処理にあたり、令和6年12月11日、事実と異なることを認識しながら、会計上の指摘等を避けるため、架空の開催通知文を用いて、実際には開催していない令和6年11月12日と同月14日に同委員会を開催したように装った未払報酬の支出処理を決裁した。この行為は、職の信用を失墜させるとともに、職務を怠るものであり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非違行為に該当する。 ※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号 (2) いじめ重大事態に係る第三者調査委員会の経理事務を担当するA課の担当係長であった被処分者②は、未払いとなっていた令和5年7月18日と同年8月4日に開催された第三者調査委員会に係る委員報酬94,500円の支出処理にあたり、令和6年12月11日、事実と異なることを認識しながら、会計上の指摘等を避けるため、架空の開催通知文を用いて、実際には開催していない令和6年11月12日と同月14日に同委員会を開催したように装った未払報酬の支出処理を承認した。この行為は、職の信用を失墜させるとともに、職務を怠るものであり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非違行為に該当する。 ※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号 (3) いじめ重大事態に係る第三者調査委員会の経理事務を担当するA課の担当者であった被処分者③は、未払いとなっていた令和5年7月18日と同年8月4日に開催された第三者調査委員会に係る委員報酬94,500円の支出処理にあたり、会計審査の指摘等を避けるため、上司である被処分者①及び②に相談の上、令和6年12月11日、架空の開催通知文を用いて、実際には開催していない令和6年11月12日と同月14日に同委員会を開催したように装った未払報酬の支出処理を行った。この行為は、職の信用を失墜させるとともに、職務を怠るものであり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非違行為に該当する。 ※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

	(4) いじめ重大事態に係る第三者調査委員会の運営事務を担当するB課の所属長であった被処分者④は、未払いとなっていた令和5年7月18日と同年8月4日に開催された第三者調査委員会に係る委員報酬94,500円の支出処理にあたり、被処分者③の求めに応じ、部下である被処分者⑤が架空の開催通知文を作成することを了承し、A課による不適切な支出処理に関与した。この行為は、職の信用を失墜させるとともに、職務を怠るものであり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非違行為に該当する。 ※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号 (5) いじめ重大事態に係る第三者調査委員会の運営事務を担当するB課の担当者であった被処分者⑤は、令和5年7月18日と同年8月4日に開催された第三者調査委員会に関し、経理事務を担当するA課への開催連絡を怠り、その結果、委員報酬94,500円の未払いを招いた。また、当該報酬の支出処理にあたり、被処分者③の求めに応じ、上司である被処分者④の了承のもと、令和6年12月頃、架空の開催通知文を作成し、A課による不適切な事務処理に関与した。これらの行為は、職の信用を失墜させるとともに、職務を怠るものであり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非違行為に該当する。 ※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
5 問合せ先	教育委員会事務局総務課 課長：越智、係長：香月 TEL：093-582-2352